

保 護 者 様

五泉市立 学校長

感染症による出席停止について

お子さんは、他の児童・生徒に感染するおそれのある病気にかかりましたので、学校保健安全法第 19 条の規定により出席を停止します。医師の登校許可があるまでは学校を休ませてください。
なお、登校する際には、下記の証明書を学校へ提出してください。

◆ 学校で出席を停止する主な病気は、次のとおりです。

	学校感染症	出 席 停 止 の め や す
第一種	感染症名	治癒するまで
第二種	1 百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	2 麻疹	熱が下がって 3 日を経過するまで
	3 流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身症状が良好になるまで
	4 風疹	発疹が消えるまで
	5 水痘	すべての発疹がかさぶたになるまで
	6 咽頭結膜熱	主な症状がなくなって 2 日を経過するまで
	7 結核	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	8 髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
第三種	9 流行性角結膜炎	症状に応じて医師が感染するおそれがないと判断するまで
	10 その他の感染症 ・ 感染性胃腸炎 ・ 溶連菌感染症 ・	

主 治 医 様

ご多用中恐縮ですが、下記の証明書にご記入の上、保護者にお渡しくださるようお願いいたします。

登 校 許 可 証 明 書

年 組 氏名 さん

診 断 名 ()	
◎ 上記の疾病について感染症予防上支障がないので、登校しても差し支えありません。	
初 診 日	令和 年 月 日
登校しても良いと認められる日	令和 年 月 日
年 月 日 医 療 機 関 名	